

2022年9月13日

## 株 主 各 位

広島市西区草津新町一丁目21番35号  
株式会社データホライゾン  
代表取締役社長 内 海 良 夫

### 第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島市西区草津新町一丁目21番35号  
広島ミクス・ビル1階 広島市産業振興センター研修室  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第42期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第42期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.dhorizon.co.jp>)に掲載させていただきます。

#### 【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について】

- 株主様の安全確保および感染拡大防止のため、本年も株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- 当日は感染予防のため、マスクの着用およびアルコール消毒液のご使用にご協力をお願い申し上げます。また、受付前で株主様の体温を測定させていただき、発熱が確認された場合および体調不良と見受けられる場合には、ご入場の制限等をさせていただきます。ご入場がございましたら、あらかじめご了承ください。
- 諸般の事情を鑑み、ご出席の株主様にお配りしておりましたお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください。

(添付書類)

## 事業報告

( 2021年7月1日から  
2022年6月30日まで )

当社グループは、医療関連情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当社グループは、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しております。

前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において、増減額および前期比(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ウクライナ情勢に起因する世界的な経済活動の停滞が懸念され、サプライチェーンの混乱やエネルギー・資源価格の高騰が拍車がかかるなど厳しい状況で推移したほか、金融資本市場の変動による下振れリスクがあるなど、先行きの見通しにも強い不透明感が生じております。当社グループの主要顧客である自治体の国民健康保険、後期高齢者医療広域連合などの保険者においても感染症拡大防止のため保健事業の中止または延期を選択するなどの影響がみられました。一方で、保険財政の改善のための保険者による予防・健康づくりの推進および医療費適正化に向けての取り組みは継続されており、当社の主力であるデータヘルス関連サービスの需要は底堅く推移しております。また、前連結会計年度より都道府県が実施する国保ヘルスアップ支援事業の動きが本格化しており、当連結会計年度においても都道府県単位での需要が継続しております。

このような状況下で、当連結会計年度において当社グループは、都道府県庁、市町村国保および福祉事務所などへのデータヘルス関連サービスの販売活動を積極的に推進いたしました。しかし、度重なる新型コロナウイルス感染症拡大により、自治体の職員をはじめ看護師、保健師が新型コロナウイルスワクチン接種の対応に追われるなどの影響により、お客様都合での予算削減や事業中断、重症化予防事業での指導時の感染リスクを理由とした指導人数の減少、新規のお客様からの受注減少など当事業に影響を受けました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は29億90百万円(前連結会計年度は33億30百万円)となりました。

一方、費用面では売上高2割増加を目指し提供体制の強化を進め、2023年6月期に新たに遠隔指導による重症化予防指導を拡大するための準備

と、2024年6月期に第3期データヘルス計画の作成を中心に需要が大幅に増加することが予想されるため、営業体制とサービス提供体制の強化、自治体のDX化に対応したシステムやデータ活用事業などの新事業への研究開発費投資を行いました。この結果減収となる中、販売費及び一般管理費が増加し、営業損失は3億15百万円（前連結会計年度は3億48百万円の営業利益）となりました。

営業外損益では、当連結会計年度に事業拡大に備えた増床のため広島本社が入居中のビルの区分所有権を取得いたしました。一部賃貸不動産も所有することとなったため受取家賃ならびに賃貸収入原価が発生いたしました。また、第三者割当増資ならびに公開買付等に係るコンサル報酬等の支払手数料が多く発生したため、経常損失は3億79百万円（前連結会計年度は3億63百万円の経常利益）となりました。

特別損益では、将来の収益獲得が見込まれなくなった固定資産の減損を行い、減損損失が発生いたしました。

また、税金費用は、繰延税金資産のスケジューリングを見直し、評価性引当金の範囲が拡大しております。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純損失は4億10百万円（前連結会計年度は2億83百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の売上高は1億75百万円増加、売上原価が51百万円増加し、営業損失、経常損失および税金等調整前当期純損失が1億24百万円減少しております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3億11百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より短期借入金として21億円の調達を行いました。このうち、当連結会計年度における借入金残高は4億円であります。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分                                           | 第 39 期<br>(2019年 6 月期) | 第 40 期<br>(2020年 6 月期) | 第 41 期<br>(2021年 6 月期) | 第 42 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年 6 月期) |
|-----------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                    | 2,256,994              | 2,782,477              | 3,330,035              | 2,990,284                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | 21,305                 | 201,763                | 283,918                | △410,799                            |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円)            | 2.01                   | 19.00                  | 26.73                  | △38.68                              |
| 総 資 産 (千円)                                    | 1,575,806              | 1,987,792              | 2,277,161              | 2,263,523                           |
| 純 資 産 (千円)                                    | 1,122,980              | 1,300,307              | 1,567,223              | 1,286,310                           |
| 1株当たり純資産額 (円)                                 | 105.74                 | 120.46                 | 143.17                 | 112.99                              |

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第42期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第39期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分                                | 第 39 期<br>(2019年 6 月期) | 第 40 期<br>(2020年 6 月期) | 第 41 期<br>(2021年 6 月期) | 第 42 期<br>(当事業年度)<br>(2022年 6 月期) |
|------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                         | 2,124,446              | 2,679,195              | 3,219,274              | 2,842,163                         |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)              | 28,192                 | 242,533                | 300,960                | △466,178                          |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円) | 2.65                   | 22.84                  | 28.34                  | △43.90                            |
| 総 資 産 (千円)                         | 1,570,683              | 1,966,402              | 2,244,078              | 2,180,843                         |
| 純 資 産 (千円)                         | 1,113,769              | 1,316,279              | 1,592,061              | 1,250,396                         |
| 1株当たり純資産額 (円)                      | 104.87                 | 123.43                 | 147.74                 | 112.46                            |

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、第42期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第39期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                        |
|---------------|-------|----------|--------------------------------|
| ㈱DPPヘルスパートナーズ | 47百万円 | 100%     | 看護師等による疾病管理および疾病予防             |
| ㈱ブリッジ         | 40百万円 | 51%      | 地域医療に係るコンサルティングおよびソリューションの提供ほか |

(注) 2014年9月16日開催の当社取締役会において子会社であるDATA HORIZON PHILS, INC. を解散することを決議いたしました。DATA HORIZON PHILS, INC. では、清算に必要な手続きを完了し、現在、フィリピン国政府機関の認可を待っている状態にあります。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、医療関連データベース、レセプトデータ分析および重症化予防指導などの独自技術を基に、保険者にデータヘルスのPDCAサイクルのPlan（データヘルス計画の立案）、Do（保健事業の実施）、Check（保健事業の検証）、Act（改善、次年度の計画へ）を一貫して提供するサービスを通じて、医療費適正化とQOL向上に貢献しております。

2018年度から国民健康保険の財政運営が都道府県単位となり、都道府県・市町村が連携し医療費適正化を進めることが求められてきました。また、2022年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」には、データヘルス改革の着実な実行や、医療・介護分野でのDXを通じた医療情報の利活用推進が記載されており、保険者からのレセプトを用いたアウトカムが分かるデータヘルスへの需要は継続するとともに、医療情報の活用への期待も高まっております。さらに、2024年6月期に第3期データヘルス計画の作成が始まる等、データヘルスの需要はますます広がりつつあります。

これらの需要を受注に結びつけるための対処すべき課題は、①サービスラインアップの強化、②サービス提供体制の強化、③データ作成・分析技術の向上と認識し、次のとおり取り組んでおります。

## ① サービスラインアップの強化

当社グループは、医療費適正化とQOL向上を目的としたお客様の要望に応えるサービス開発のために積極的な研究開発投資を行ってまいります。

### a. 成果を上げる重症化予防指導の全国展開

糖尿病性腎症をはじめとした生活習慣病の重症化予防の継続的な実施は着実な成果を生んでおり、需要は全国に拡大しております。そのため、当社グループ内の業務分担を見直すとともに、タブレット端末を活用した遠隔重症化予防指導業務の人員強化を行うことで、重症化予防指導量の増加に対応してまいります。

また、引き続き全国の自治体職員や保健指導会社社員などの保健師・看護師を重症化予防の指導員として教育する事業も拡大してまいります。

### b. データ利活用事業の推進

医療情報の更なる利活用が求められる中、当社とDeSCヘルスケア株式会社の協業をさらに強化することで、当社とDeSCヘルスケア株式会社のデータベースを統合し公益性のあるデータ利活用事業の取り組みを加速化することを目的として、当社は2022年10月1日にDeSCヘルスケア株式会社を子会社化する予定であります。

### c. 保険者機能強化をサポートするサービス提供

国民健康保険の保険者機能強化を促す観点から、保険者の取り組み状況や実績を点数化し、それに応じて国から交付金を交付する保険者努力支援制度が実施されております。当社グループは、個々の国民健康保険の保険者に応じた実績向上が期待されるサービスを展開してまいります。

### d. 保健事業と介護予防の一体的な実施に貢献するサービス提供

加齢に伴い、壮年期とは異なる健康課題を抱えている高齢者について、疾病予防・介護予防双方の観点から保健事業と介護予防の一体的な実施が求められております。当社グループは、豊富なレセプト分析実績に基づき、骨折・骨粗しょう症重症化予防事業等の新たなサービスを展開してまいります。

### e. 多様化する都道府県ヘルスアップ事業へのサービス提供

2018年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、都道府県が行う医療費適正化への取り組みは、保険者努力支援制度によって評価され、その達成状況に応じて交付金が支給されております。

当社は、レセプトの高い分析技術と着実に成果を上げてきた国民健康保険向け医療費適正化サービスを様々な外部サービスと連携させること

で、多様化する都道府県ヘルスアップ事業に応えてまいります。

## ② サービス提供体制の強化

当社グループは、常にお客様の潜在的なニーズを掴み、新しいサービスを開発・提供してまいりました。県単位での大規模受注も進む中、これからも保険者のニーズに対応したサービスを短納期で大量に提供するため、研究開発投資を積極的に進めるとともに、効率的な業務を行えるよう社内体制を整備してまいります。

## ③ データ作成・分析技術の向上

当社グループのレセプトに関する強みは、特許（注1, 2, 3, 4）も認められたレセプト情報の高度な分析能力および処理能力の高さであります。

今後は、各サービスに必要な分析能力をさらに向上させるための研究開発や、大学を中心とした研究機関の求めに応じレセプトを基にしたビッグデータの提供を行う中、医療情報の活用検討を行ってまいります。

（注1）「医療費分解解析装置、医療費分解解析方法およびコンピュータプログラム」に関する特許（特許第4312757号）

レセプトに記載された複数の疾病に対応する医薬品や診療行為について、いずれの疾病に対応するかを特定することができ、疾病ごとの医療費を正確かつ効率的に把握することが可能となります。

（注2）「傷病管理システム」に関する特許（特許第5203481号）

レセプトに記載された傷病識別情報、医薬品識別情報および診療行為識別情報に基づき、傷病のステージ別の患者を抽出・階層化するものです。この技術により、傷病ごとの重度・軽度を判定し、将来の重症化予測を行うことが可能となります。

（注3）「レセプト分析システムおよび分析方法」に関する特許（特許第5992234号）

レセプトに記載されている病名のうち、現在治療中の病名だけを判定することができ、高精度な保健事業対象者の抽出が可能となります。

（注4）「服薬情報提供装置、服薬情報提供方法およびコンピュータプログラム」に関する特許（特許第6409113号、特許第6619113号）

レセプトより取得した患者ごとの全服薬情報のリスト作成や薬剤師から医師等に提供する服薬情報レポートを生成することができ、ポリファーマシー解消のための服薬指導の支援が可能となります。

(5) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

| 区 分         | 主なサービス                                                                  |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 保険者向け情報サービス | データヘルス関連サービス・慢性疾患の重症化予防サービス・ジェネリック医薬品通知サービス・ポリファーマシー関連サービス・医療扶助適正化サービス等 |
| そ の 他       | データベース販売等                                                               |

(6) 主要拠点 (2022年6月30日現在)

① 当 社

|             |        |
|-------------|--------|
| 本 社         | 広島市西区  |
| 東 京 本 社     | 東京都文京区 |
| 関 西 営 業 所   | 大阪市浪速区 |
| 札 幌 オ フ ィ ス | 札幌市北区  |

② 子会社

|                |           |
|----------------|-----------|
| ㈱ DPPヘルスパートナーズ | 本社：広島市南区  |
| ㈱ プ リ ッ ジ      | 本社：東京都文京区 |

(7) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|------------|-----------------------|
| 281名 (13名) | 30名増 (2名減)            |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 使用人数増加の主な理由は、自治体向けの営業強化のための人員増強によるものです。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|------------|---------|-------------|
| 230名 (6名) | 27名増 (1名増) | 40.8歳   | 7.0年        |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 使用人数増加の主な理由は、自治体向けの営業強化のための人員増強によるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

| 借入先       | 借入額       |
|-----------|-----------|
| ㈱広島銀行     | 200,000千円 |
| 三井住友信託銀行㈱ | 150,000千円 |
| ㈱山陰合同銀行   | 50,000千円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社ディー・エヌ・エーが、2022年6月30日から同年7月28日までを公開買付期間として行った当社普通株式に対する公開買付および、株式会社ディー・エヌ・エーを割当先とし2022年8月3日を払込期日とする第三者割当増資の実施により、当社は、2022年8月3日付にて株式会社ディー・エヌ・エーの連結子会社となっております。

## 2. 株式の状況（2022年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,695,180株

(注)2021年10月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を3株に分割）により、発行済株式の総数は7,130,120株増加しております。

(3) 株主数 973名（前期末比244名増）

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                     | 持株数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|-----------------------------------------|------------|-------------|
| 内海良夫                                    | 2,121,900  | 19.98       |
| (株) デイ・エヌ・エー                            | 1,370,100  | 12.90       |
| (株) ベネフィット・ワン                           | 750,000    | 7.06        |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S | 730,200    | 6.88        |
| 渡邊定雄                                    | 405,900    | 3.82        |
| 岩佐実次                                    | 386,700    | 3.64        |
| 鹿沼史明                                    | 378,000    | 3.56        |
| ティーエスアルフレッサ(株)                          | 360,000    | 3.39        |
| (株) エヌ・ティ・ティ・データ                        | 288,000    | 2.71        |
| 渡邊毅人                                    | 280,500    | 2.64        |

(注)上記のほか、自己株式が75,051株あります。なお、自己株式数は控除して持株比率の計算を行っております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年6月30日現在）

|                        |                                                                     |                                             |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2020年8月14日                                                          | 2021年5月25日                                  |
| 新株予約権の数（1個当たりの株式数）     | 270個<br>（1個当たり株式数 300株）                                             | 200個<br>（1個当たり株式数 300株）                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 81,000株                                                        | 普通株式 60,000株                                |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                 | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>437,500円<br>（1株当たり 1,459円）                            | 新株予約権1個当たり<br>459,200円<br>（1株当たり 1,531円）    |
| 権利行使期間                 | 2025年8月15日から<br>2028年8月14日まで                                        | 2023年6月17日から<br>2026年6月16日まで                |
| 新株予約権の行使条件             | （注1）                                                                | （注1）                                        |
| 役員の保有状況                | 取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）<br>新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 9,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 60,000株<br>保有者数 3名 |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了で退任した場合、定年で退職した場合、その他取締役会が特別に認める場合は、当該事由が発生した日から3カ月間においてはこの限りではない。
  - ②新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部または一部につき行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割り当てられた新株予約権の個数につき、1の整数倍ごとに行使するものとする。
  - ③新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
  - ④新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続は認めないものとする。
  - ⑤その他、新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 2021年10月1日付で行った普通株式1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の数（1個当たりの株式数）」、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」および「役員の保有状況」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |                                      |
|------------------------|--------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2021年8月24日                           |
| 新株予約権の数<br>(1個当たりの株式数) | 50個<br>(1個当たり株式数 300株)               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 15,000株                         |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり569,000円<br>(1株当たり 1,897円) |
| 権利行使期間                 | 2023年9月9日から<br>2026年9月8日まで           |
| 新株予約権の行使条件             | (注1)                                 |
| 交付社使用人数                | 1名                                   |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了で退任した場合、定年で退職した場合、その他取締役会が特別に認める場合は、当該事由が発生した日から3カ月間においてはこの限りではない。
- ②新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部または一部につき行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割り当てられた新株予約権の個数につき、1の整数倍ごとに行使するものとする。
- ③新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ④新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続は認めないものとする。
- ⑤この他、新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. 2021年10月1日付で行った普通株式1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の数(1個当たりの株式数)」、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2022年 6 月 30日 現在)

| 会社における<br>地位     | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                                                                          |
|------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 内 海 良 夫   | ㈱DPPヘルスパートナーズ代表取締役社長<br>㈱ブリッジ取締役<br>(公社)日本ニュービジネス協議会連合会副会長<br>(一社)中国地域ニュービジネス協議会会長                     |
| 専務取締役            | 濱 宏 一 郎   | 営業本部長<br>㈱DPPヘルスパートナーズ取締役<br>㈱ブリッジ取締役                                                                  |
| 常務取締役            | 林 和 昭     | 運用・開発本部長<br>㈱DPPヘルスパートナーズ取締役                                                                           |
| 取締役              | 内 藤 慎 一 郎 | 管理本部長<br>㈱DPPヘルスパートナーズ常務取締役                                                                            |
| 取締役              | 瀬 川 翔     | 新規事業開発本部長<br>DeSCヘルスケア㈱代表取締役社長<br>㈱ディー・エヌ・エーグループエグゼク<br>ティブ兼ヘルスケア事業本部副本部長<br>日本テクトシステムズ㈱取締役兼経営<br>戦略室長 |
| 取締役              | 米 田 興 樹   | 営業本部副本部長兼東日本営業部長                                                                                       |
| 取締役              | 高 橋 弘 明   | ㈱エヌ・ティ・ティ・データ<br>第二公共事業本部ヘルスケア事業部第<br>一統括部長                                                            |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 野 間 寛     | ㈱DPPヘルスパートナーズ監査役                                                                                       |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 神 出 二 允   |                                                                                                        |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 竹 島 哲 郎   | 税理士                                                                                                    |

- (注) 1. 取締役高橋弘明氏ならびに取締役(常勤監査等委員)野間寛氏、取締役(監査等委員)神出二允氏および竹島哲郎氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)竹島哲郎氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役(常勤監査等委員)野間寛氏、取締役(監査等委員)神出二允氏および竹島哲郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、

同取引所に届け出ております。

4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会の十分な連携を可能とすべく、野間寛氏を常勤監査等委員として選定しております。

**(2) 当事業年度中に退任した取締役**

該当事項はありません。

**(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。

なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補填対象外とすることにより、役員職務の遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同じ。）の報酬等は、自治体を中心とした保険者に対し継続的なサービスを提供することを目的とした当社の事業形態に鑑み、固定報酬としての基本報酬をベースとしております。さらに、業務執行取締役には、中長期的な企業価値向上への意欲と士気を高め株価の上昇を目指したストック・オプションを支給することとし、ストック・オプションは、2020年9月29日開催の第40回定時株主総会にて年額80,000千円以内、年200個を上限と決議いただいております。取締役の固定報酬に対する割合は、概ね20%となるように設計しております。

また、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

b. スtock・オプション(非金銭報酬等)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の業務執行取締役へのストック・オプションの支給は、役位、職責、在任年数に応じて、取締役会の決議にて定めるものとしております。なお、支給は基本方針に基づき適切と判断する時期に行うものとしております。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬(金銭報酬)額については取締役会決議に基づき代表取締役社長内海良夫氏がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分といたします。

権限を委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、適切な判断が可能であると考えているためであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、各独立取締役の意見を十分に尊重し決定をするものとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                         | 対象となる役員の数<br>(名) | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額<br>(千円) |               |
|-----------------------------|------------------|---------------------|--------------------|---------------|
|                             |                  |                     | 基本報酬               | ストック・オプション    |
| 取締役（監査等委員を除く。）<br>（うち社外取締役） | 6<br>(-)         | 103,535<br>(-)      | 85,410<br>(-)      | 18,125<br>(-) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）     | 3<br>(3)         | 11,400<br>(11,400)  | 11,400<br>(11,400) | -<br>(-)      |
| 合計<br>（うち社外役員）              | 9<br>(3)         | 114,935<br>(11,400) | 96,810<br>(11,400) | 18,125<br>(-) |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2018年9月26日開催の第38回定時株主総会において年額100,000千円以内（うち社外取締役分は10,000千円以内。なお、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、7名（うち社外取締役は1名）です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年9月26日開催の第38回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち社外取締役は3名）です。
4. スtock・オプションの額は、Stock・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額です。当該Stock・オプションに関する内容は、「①b. Stock・オプション（非金銭報酬等）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」に、その交付状況は「3. 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
5. 当事業年度においては、取締役会は、代表取締役社長内海良夫氏に対し、各取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案して各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
6. 期末日現在の人員は、取締役7名ですが、無報酬の社外取締役（監査等委員を除く。）1名は員数には含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

取締役高橋弘明氏は、(株)エヌ・ティ・ティ・データ第二公共事業本部ヘルスケア事業部第一統括部長を兼務しております。なお、当社と(株)エヌ・ティ・ティ・データとの間に医療関連情報サービスに関する取引関係があります。

- ② 他の法人の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

| 区 分              | 氏 名     | 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役              | 高橋 弘 明  | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、書面決議を2回行いました。長年医療情報システムの業務に従事してきた豊富な経験と業界の専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                                                        |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 野 間 寛   | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、書面決議を2回行いました。長年金融機関に勤務し培った財務・監査業務における豊富な経験や見識を活かし、業務執行に対する意見を積極的に述べております。また、当事業年度に開催された監査等委員会の13回全てに出席し、常勤監査等委員として監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関する意見交換をしております。このほかに、経営に関する重要な会議に出席し監査を実施しております。 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 神 出 二 允 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、書面決議を2回行いました。長年金融機関に勤務され、また、企業の代表取締役を務めた経験を有しており、企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づく客観的な視点から、業務執行に対する意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針等に関する意見交換を行っております。                         |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 竹 島 哲 郎 | 当事業年度に開催された取締役会15回中14回に出席し、書面決議を2回行いました。税理士の資格を有し、財務・会計の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針等に関する意見交換を行っております。                                              |

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）である神出二允氏および竹島哲郎氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約により、両氏はその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失の無いときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                      | 支 払 額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 19,800千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,800千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討いたしました。その結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第337条第3項の規定により会計監査人欠格事由に該当したときおよび公認会計士法第34条の21第2項等の法令違反により内閣総理大臣から業務の一部もしくは全部の停止または解散を命じられたとき等会計監査人の職務の執行に支障がある場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、有限責任 あずさ監査法人に悪意または重大な過失があった場合を除き、有限責任 あずさ監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社グループは、「コンプライアンス宣言」において、「コンプライアンス基本方針・行動規範」、「コンプライアンス規程」に沿って、法令遵守、社会常識および企業倫理などを重視した体制づくりと活動により、社会に貢献できる企業となることを宣言しております。
- b. コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンスの運用状況と問題点の把握に努め、その結果を取締役に報告することとしております。
- c. コンプライアンスに関する社内教育および指導の徹底を図り、管理本部は、その運用状況を取締役に報告することとしております。
- d. 「コンプライアンス規程」に内部通報システムを定め、内部通報システムを周知徹底することにより、法令または定款に抵触する行為の早期発見と解消・改善に努めております。
- e. 外部の法律専門家と顧問契約を結び、取締役および使用人の職務の執行が法令および規程に抵触しないように直接相談できる体制にしております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 「取締役会規程」、「稟議規程」、「会議体規程」、「文書管理規程」等において、各種情報の保存および管理に関する規定を設け、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を実施しております。
- b. 情報へのアクセス方法の改善やIT化を進め、さらに体制の整備を進めるものとしております。
- c. 個人情報の保護については、「個人情報保護基本規程」に基づき、「個人情報保護方針」を定め、JISQ15001で定義されている「個人情報保護マネジメントシステム」の要求事項に適合した管理を行っております。
- d. 情報資産の保護については、ISO27001で定義されている「情報セキュリティマネジメントシステム」の要求事項に適合した管理を行っております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 製品およびサービスの品質に起因するリスクの管理は、ISO9001に準拠して「品質マニュアル」等によって行っております。
  - b. 「会議体規程」に基づいて開催される、営業戦略会議、開発会議および収益会議において全組織から情報を収集し、リスクを認識した場合は経営審議会および取締役会に報告して対応することとしております。
  - c. 「内部監査規程」に基づく他の業務部門から独立した内部監査室の内部監査により、内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことによりリスク管理体制の適切性を確保することとしております。
  - d. 経営危機が発生した場合は、「クライシスマネジメント規程」に基づいて社長を本部長とする「対策本部」を設置し、統括して危機管理にあたることとしております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会の手続および取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」で明確にしております。
  - b. 取締役による効果的な業務運営を確保するため、「職務分掌規程」を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることにより組織の効率的な運営を図ることを目的として、「職務権限規程」を定めております。
  - c. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
  - d. 経営方針および経営戦略等に関わる重要事項は、経営審議会の審議を経て執行決定することにより、取締役の職務の執行を効率的に行うこととしております。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社および子会社から成る企業集団の管理は「関係会社管理規程」に基づいて、管理本部が担当しております。
  - b. 取締役会は当社グループの経営計画を決議し、管理本部はその進捗を毎月取締役会に報告しております。
  - c. 内部監査室は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合、監査等委員会と協議のうえ、その人選を行うこととしております。
  - b. 監査等委員会を補助すべき使用人の評価や異動等の人事処遇については、あらかじめ監査等委員会の同意を得ることとしております。
  - c. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては監査等委員会の指示にのみ従うものとしております。
- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会のほか経営審議会等重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
  - b. 前記の重要な会議に付議されない重要な起案書および報告書等について、監査等委員会が選定した監査等委員は閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができます。
  - c. 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報システムに基づき通報された事実、その他監査等委員会監査のため求められた事項を監査等委員会に直ちに報告する体制となっております。
  - d. 当社グループは、前項に記載の監査等委員会へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底することとしております。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制としております。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役は、監査等委員会と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査等委員会監査の環境整備等について意見を交換しております。
  - b. 内部監査部門である内部監査室は、監査等委員会と定期的に会合をもち、対処すべき課題等について意見を交換しております。
  - c. 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査等委員会が監査に必要と判断した資料・情報に、監査等委員会が容易にアクセスできる体制を整備しております。
  - d. 監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができます。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- a. 当社グループは、「コンプライアンス基本方針・行動規範」のなかで、市民社会に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たないことを定め、社内研修等を通じ継続的にその周知徹底を図り、反社会的勢力との関係排除に向け企業倫理の浸透に取り組むこととしております。
  - b. 管理本部を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携するとともに、情報を収集し反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進いたします。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、規程および体制を整備するとともに、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要に応じて改善を行い実効性のある体制を構築いたします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行

当社は原則月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け取締役会の職務執行の監督を行っております。また、効率的な業務執行を行うため、経営に係る重要な意思決定は常勤役員・部長職以上の幹部が参加し、毎週開催する経営審議会による審議を経て取締役会に付議しております。

### ② 監査等委員会の職務執行

監査等委員は毎月開催の取締役会へ出席し、常勤監査等委員は経営審議会および営業戦略会議等の重要な会議へ出席し報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることにより健全な経営体制と効率的な運用を図るために助言を行っております。また、監査等委員会は、代表取締役・会計監査人・内部監査室との情報交換に努めております。

### ③ 内部監査体制および財務報告に係る内部統制の評価

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき監査を実施しており、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

### ④ コンプライアンスに対する取り組み

当社グループは「コンプライアンス規程」に基づき、6カ月に1回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進のための各種施策、社内体制の整備に努めております。また、入社時および定期的に社内研修を実施し、法令および社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行うとともに、毎月1回朝礼にて「コンプライアンス宣言」を社員全員で唱和し、法令遵守の意識の浸透に努めております。

#### ⑤ リスクマネジメントに対する取り組み

当社グループは「リスクマネジメント規程」に基づき、6カ月に1回「リスク管理委員会」を開催し、各部署から報告されたリスクのレビューを実施して経営目標の達成を阻害するリスクの確認および対策を行っております。また、取得しているISO9001・プライバシーマーク・ISO27001に関する規定に沿った運用を行い、リスクマネジメントに努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動および経済の活性化の意義を否定するものではなく、また、株式の大量取得を目的とする買付について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかし、一方では当該買付者の事業内容および将来の事業計画ならびに過去の投資行動などから、当該買付行為または買付提案が当社の企業理念やブランド、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの利益に与える影響を当社として慎重に判断する必要があると認識しております。

当社は、この認識に基づき2022年6月30日から2022年7月28日までを買付期間とした株式会社ディー・エヌ・エーによる当社株券等に対する公開買付（以下「本公開買付」といいます）については、2022年6月29日付「株式会社ディー・エヌ・エーによる当社株券等に対する公開買付に関する意見表明に関するお知らせ」に記載のとおり、当社が上場を維持する株式会社ディー・エヌ・エーの連結子会社となることによって、市場でのシェア拡大により当社の収益拡大および財務基盤の維持・強化、ひいては当社の企業価値向上に資するとの判断から本公開買付に賛同するとともに、本公開買付に応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることといたしました。

今後につきまして当社は、具体的な買収防衛策をあらかじめ定めるものではありませんが、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、当社企業価値、株主共同の利益に資することを目的として、具体的な対抗措置の要否および内容を速やかに検討し、当社の権限の範囲内で最も適切と考えられる措置を実行する体制を整えます。

現在のところ、当社の株式を大量取得しようとする具体的な脅威が生じているわけではありませんが、買収防衛策の導入は、重要な経営課題の一つとして認識しており、今後も継続して検討を行ってまいります。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|----------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>       |                  | <b>負 債 の 部</b>         |                  |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>1,048,901</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>932,894</b>   |
| 現金及び預金               | 379,978          | 買掛金                    | 34,702           |
| 売掛金及び契約資産            | 543,084          | 短期借入金                  | 400,000          |
| 商 品                  | 600              | 未払金                    | 199,249          |
| 仕 掛 品                | 64,189           | 未払費用                   | 143,017          |
| 貯 蔵 品                | 14,458           | 未払法人税等                 | 22,485           |
| 前払費用                 | 29,086           | 未払消費税等                 | 30,012           |
| その他の                 | 20,764           | 前受金                    | 6,064            |
| 貸倒引当金                | △3,259           | 預り金                    | 32,451           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>1,214,623</b> | 賞与引当金                  | 61,109           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>571,421</b>   | その他の                   | 3,806            |
| 建築物                  | 173,466          | <b>固 定 負 債</b>         | <b>44,319</b>    |
| 構築物                  | 5                | 退職給付に係る負債              | 25,464           |
| 車両運搬具                | 6,431            | 長期預り敷金保証金              | 18,855           |
| 工具、器具及び備品            | 108,564          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>977,214</b>   |
| 土地                   | 124,872          | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 賃貸不動産                | 158,084          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,199,927</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>438,752</b>   | 資本金                    | 456,600          |
| ソフトウェア               | 328,291          | 資本剰余金                  | 163,229          |
| ソフトウェア仮勘定            | 74,935           | 利益剰余金                  | 597,122          |
| 借地権                  | 35,122           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△17,024</b>   |
| その他                  | 404              | 新株予約権                  | 56,056           |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>204,449</b>   | 非支配株主持分                | 30,327           |
| 出資金                  | 93,949           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,286,310</b> |
| 長期前払費用               | 4,206            | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,263,523</b> |
| 長期預け金                | 160              |                        |                  |
| 差入保証金                | 47,432           |                        |                  |
| 繰延税金資産               | 58,703           |                        |                  |
| その他の                 | 0                |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>2,263,523</b> |                        |                  |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2021年7月1日から  
2022年6月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金       | 額         |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                         |         | 2,990,284 |
| 売 上 原 価                       |         | 1,733,326 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 1,256,958 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 1,572,867 |
| 営 業 損 失                       |         | 315,909   |
| 営 業 外 収 益                     |         |           |
| 受 取 利 息                       | 3       |           |
| 受 取 家 賃                       | 53,492  |           |
| 補 助 金 収 入                     | 10,000  |           |
| 助 成 金 収 入                     | 604     |           |
| 雑 収 入                         | 13,777  | 77,876    |
| 営 業 外 費 用                     |         |           |
| 支 払 利 息                       | 3,765   |           |
| 支 払 保 証 料                     | 105     |           |
| 支 払 手 数 料                     | 96,519  |           |
| 貸 貸 収 入 原 価                   | 40,645  | 141,035   |
| 経 常 損 失                       |         | 379,068   |
| 特 別 利 益                       |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 2,136   | 2,136     |
| 特 別 損 失                       |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 4,637   |           |
| 投 資 有 価 証 券 清 算 損             | 163     |           |
| 事 務 所 移 転 費 用                 | 2,215   |           |
| 減 損 損 失                       | 46,280  | 53,295    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         |         | 430,227   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 11,204  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △39,648 | △28,444   |
| 当 期 純 損 失                     |         | 401,783   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 9,016     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |         | 410,799   |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年7月1日から )  
( 2022年6月30日まで )

(単位：千円)

|                                       | 株 主 資 本 |         |           |         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|---------------------------------------|---------|---------|-----------|---------|---------|-------------|
|                                       | 資 本 金   | 資 余 金   | 利 本 金     | 剰 余 金   |         |             |
| 当 期 首 残 高                             | 456,600 | 163,229 | 917,664   | △17,024 |         | 1,520,469   |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額       |         |         | 153,978   |         |         | 153,978     |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高     | 456,600 | 163,229 | 1,071,642 | △17,024 |         | 1,674,447   |
| 当 期 変 動 額                             |         |         |           |         |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                           |         |         | △63,721   |         |         | △63,721     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ( △ )   |         |         | △410,799  |         |         | △410,799    |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |         |           |         |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | —       | —       | △474,520  | —       |         | △474,520    |
| 当 期 末 残 高                             | 456,600 | 163,229 | 597,122   | △17,024 |         | 1,199,927   |

|                                       | 新 株 予 約 権 | 非 支 配 分 持 株 主 | 純 資 産 計 合 |
|---------------------------------------|-----------|---------------|-----------|
| 当 期 首 残 高                             | 22,991    | 23,763        | 1,567,223 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額       |           |               | 153,978   |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高     | 22,991    | 23,763        | 1,721,201 |
| 当 期 変 動 額                             |           |               |           |
| 剰 余 金 の 配 当                           |           |               | △63,721   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ( △ )   |           |               | △410,799  |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | 33,064    | 6,564         | 39,629    |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | 33,064    | 6,564         | △434,891  |
| 当 期 末 残 高                             | 56,056    | 30,327        | 1,286,310 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社DPPヘルスパートナーズ  
株式会社ブリッジ

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 DATA HORIZON PHILS, INC.
- ・連結の範囲から除いた理由 DATA HORIZON PHILS, INC. は清算手続きを完了し、フィリピン国政府機関の認可を待っている状態にあり、重要性がないため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

###### イ. 有価証券

###### その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産

- a. 商 品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- b. 仕 掛 品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- c. 貯 蔵 品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 8～46年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

当社で制作した、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間で均等償却しております。

⑤ 収益および費用の計上基準

当社グループの収益は、都道府県庁、市町村国保および福祉事務所に提供するデータヘルス関連の保険者向け情報サービスの販売によるものが大部分を占めております。保険者向け情報サービスでは、保険者から預かったレセプトと健診のデータを分析し、医療費適正化のためにデータヘルス計画の作成、保健事業の支援、ジェネリック医薬品普及促進のための通知、ポリファーマシー対策サービスの提供、その他各種分析などの様々なサービスを提供しており、個々のサービス提供が履行義務となります。当該履行義務は、個々のサービス提供の完了に伴い充足されると判断し、納品物がある場合は当該納品物の納品時点、データ分析・通知・保健指導などの業務提供の場合は業務が完了した時点で収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この適用により、従来は契約に定められた請求単位での検収基準により収益を認識しておりましたが、個々のサービス提供が完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は175,560千円増加し、売上原価は51,111千円増加し、営業損失、経常損失および税金等調整前当期純損失はそれぞれ124,449千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は153,978千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 58,703千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

351,687千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 3,565千株       | 7,130千株      | 一千株          | 10,695千株     |

(注)発行済株式の増加は、株式分割(1:3)によるものであります。

### (2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 25千株          | 50千株         | 一千株          | 75千株         |

(注)自己株式の増加は、株式分割(1:3)によるものであります。

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 2021年9月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 63,721千円 | 18.00円   | 2021年6月30日 | 2021年9月29日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 2022年9月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 70,836千円 | 6.67円    | 2022年6月30日 | 2022年9月30日 |

### (4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数に関する事項

| 区分   | 新株予約権の内訳                                    | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 当連結会計年度末残高(千円) |
|------|---------------------------------------------|------------------|--------------------|----------------|
| 提出会社 | 2019年8月19日取締役会決議<br>ストック・オプションとしての<br>新株予約権 | 普通株式             | 37,500             | 11,272         |
|      | 合計                                          | —                | 37,500             | 11,272         |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医療関連情報サービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。

一時的な余剰は定期預金等の極めて安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、すべて2カ月以内の回収期日であります。

投資有価証券は、非上場株式であり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金およびその他の金銭債務である未払金、未払費用、未払法人税等ならびに未払消費税等はおおむね2カ月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

##### ニ. 信用リスクの集中

当連結会計年度末における売掛金のうち、42.4%は特定の大口顧客に対するものであります。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」および「未払消費税等」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 112円99銭

(2) 1株当たり当期純損失 38円68銭

(注) 当社は2021年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており  
ます。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額  
および1株当たり当期純損失を算定しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、広島本社ビルにおいての区分所有権の一部取得により賃貸用のオフィ  
スを有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価      |
|------------|---------|
| 158,084    | 158,084 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を  
控除した金額であります。

2. 期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等  
を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度<br>(自 2021年7月1日<br>至 2022年6月30日) |
|---------------|------------------------------------------|
| 西日本エリア        | 1,126,055                                |
| 関西エリア         | 364,661                                  |
| 東日本エリア        | 930,731                                  |
| 北日本エリア        | 568,837                                  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,990,284                                |
| その他の収益        | —                                        |
| 外部顧客への売上高     | 2,990,284                                |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる  
重要な事項に関する注記等 (2)会計方針に関する事項 ⑤収益および費用の計上基準」に記  
載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 180,125 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 101,848 |
| 契約資産（期首残高）          | 271,356 |
| 契約資産（期末残高）          | 441,235 |
| 契約負債（期首残高）          | 11,564  |
| 契約負債（期末残高）          | 3,640   |

契約資産は、顧客との契約について期末時点で完了しておりますが未請求のサービスに係る対価に対する当社および連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債「その他」に含まれます。契約負債は、主に顧客からの前受金によるものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 10. 減損に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 場所        | 用途    | 種類     |
|-----------|-------|--------|
| 本社（広島市西区） | 事業用資産 | ソフトウェア |

当社グループは、原則として、事業用資産については単一事業であるため全社単位でグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、自社で開発したソフトウェアのうち、今後の収益獲得が見込まれないものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（46,280千円）として特別損失に計上いたしました。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(株式会社ディー・エヌ・エーとの資本業務提携契約の締結、株式会社ディー・エヌ・エーへの第三者割当増資による新株式の発行、株式会社ディー・エヌ・エーによる当社株式に対する公開買付け)

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、同日公表の「株式会社ディー・エヌ・エーによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」および「株式会社ディー・エヌ・エーとの資本業務提携契約の締結及び同社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株式発行に関するお知らせ」のとおり、株式会社ディー・エヌ・エーを割当先とする第三者割当増資による新株式の発行（以下「第三者割当増資」といいます。）を行うこと、および株式会社ディー・エヌ・エーが当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対して行う公開買付けに関して賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。当該第三者割当増資および株式公開買付けの結果、株式会社ディー・エヌ・エー（以下「公開買付者」といいます。）が当社の親会社となりました。

### (1) 資本業務提携

#### ① 資本業務提携の目的

当社を公開買付者の連結子会社とした上で、公開買付者の子会社であるDeSCヘルスケア株式会社（以下「DeSC」といいます。）を当社の子会社とすることにより、公開買付者及び当社との間の既存の資本業務提携および協業をもう一步進め、両社の更なる成長に寄与することを目的とします。

#### ② 資本業務提携の内容

##### ア. 資本業務提携の内容

- (A) 公開買付者に対する第三者割当増資
- (B) 公開買付者による当社株式の公開買付け
- (C) 当社によるDeSC株式取得

##### イ. 業務提携の内容

##### (A) サービス改善の強化

当社および公開買付者の子会社であるDeSCは、当社によるレセプト等の分析および重症化予防の介入およびDeSCが提供するヘルスケアエンターテインメントアプリであるkencomおよびレセプト等の分析を通じたサービスの改善の強化を目指します。

##### (B) サービス導入の促進

当社およびDeSCは、データヘルス事業に関して、(a) 地方自治体に対するkencomの導入促進、(b) 保健事業に際して、当社と取引関係のない地方自治体に対する当社が提供するサービスの導入の促進、(c) 健康保険組合に対する当社のデータクレンジング事業、層別化解析技術および介入事業の導入の促進、(d) 当社におけるリスク者への重症化予防事業およびDeSCにおける健康無関心層を含めた健康増進事業を組み合わせることによるソリューションの提供に関する業務提携を目指します。

##### (C) データクレンジング業務の受託

DeSCは、自らのデータヘルス事業においてデータ分析を行う必要がある場合には、当社およびDeSCの間で合意の上、当社に対して、健康保険組合および地方自治体等から提供を受けた情報のデータクレンジング業務を委託するものとします。

##### (D) データ利活用

当社およびDeSCは、公益性あるデータの利活用に関して、(a) DeSCが保有するデータおよび当社が保有するデータの利活用による当社およびDeSCのデータ事業に係る市場拡大、(b) 当社およびDeSCのデータ事業に用いるデータベースシステムの開発・運用、(c) 当社およびDeSCが保有するデータの提供、販売等に係る活動に関し、引き

続き、業務提携を行います。

(2) 第三者割当増資の概要および金銭の払込みについて

2022年8月3日に株式会社ディー・エヌ・エーからの払込みが完了いたしました。

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| ① 払込日         | 2022年8月3日       |
| ② 発行株式数       | 普通株式 2,016,600株 |
| ③ 発行価額        | 1株につき1,686円     |
| ④ 払込金額の総額     | 3,399,987,600円  |
| ⑤ 増加する資本金の額   | 1,699,993,800円  |
| ⑥ 増加する資本準備金の額 | 1,699,993,800円  |
| ⑦ 資金の用途       | DeSC株式の取得       |

(3) 公開買付けの概要

① 公開買付者の概要

|      |                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------|
| 名称   | 株式会社ディー・エヌ・エー                                                  |
| 事業内容 | モバイル向けゲーム関連サービス、スポーツ関連サービス、ライブストーリーミング関連サービス、及びヘルスケア関連サービス等の提供 |
| 資本金  | 103億97百万円(2022年3月31日現在)                                        |

② 公開買付者と当社の関係

|             |                                                                                                                                   |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資本関係        | 公開買付者は、当社株式1,370,100株(増資前潜在株式勘案後の所有割合:12.68%、増資後潜在株式勘案後の所有割合:10.69%)を所有しています。                                                     |
| 人的関係        | 公開買付者の連結子会社であるDeSCの代表取締役1名が、当社の取締役を兼務しています。                                                                                       |
| 取引関係        | 当社は、公開買付者との間で、2020年8月14日付で、医療・ヘルスケアの分野におけるデータの利活用事業に関する資本業務提携契約を締結しています。また、当社は、DeSCとの間で、2020年4月2日付で、データヘルス関連事業に関する業務提携契約を締結しています。 |
| 関連事業者への該当状況 | 公開買付者は、当社の主要株主である第2位株主であり、関連当事者に該当します。                                                                                            |

③ 買付期間

2022年6月30日から2022年7月28日まで

④ 買付価格

当社普通株式1株につき、2,200円

⑤ 決済の開始日

2022年8月4日

## 12. 追加情報に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、第三者割当増資で調達した資金により株式会社ディー・エヌ・エーが保有するDeSCヘルスケア株式会社（以下「DeSC」といいます。）の株式の全てを取得し当社の連結子会社とすることについて決議いたしました。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 DeSCヘルスケア株式会社

事業の内容 健康レコメンデーションメディア「kencom（ケンコム）」の運営を中心とした各種ヘルスケア事業

#### ② 企業結合を行う主な理由

当社とDeSCとの間では2020年4月2日にデータヘルス関連事業における業務提携契約を締結し、国民の健康増進のサポート、国内における医療費の適正化に向けた取組みの支援を行ってまいりましたが、当社とDeSCの協業をさらに強化することで、当社とDeSCのデータベースを統合し、健康保険組合から自治体までをカバーする全世代の保険者データベースとして公益性あるデータ活用事業の取組みを加速することが可能となり、当該市場でのシェアの拡大を図ることで当社の収益拡大および財務基盤の維持・強化、ひいては両社の企業価値の向上に資すると考えられたことから、当社によるDeSC子会社化が必要であるとの考えに至りました。

#### ③ 企業結合日

2022年10月1日（予定）

#### ④ 企業結合の法的形式

株式取得

#### ⑤ 結合後の企業の名称

変更はありません。

#### ⑥ 取得する議決権比率

95%

#### ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金及び預金を対価とする株式取得によるものです。

### (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、2022年8月3日の第三者割当増資と株式会社ディー・エヌ・エーが保有するDeSCの株式の取得が1つの企業結合を構成しているためそれらを一体として取り扱い、取得の会計処理を行う予定であります。

#### (3) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金 3,400,008千円

取得原価 3,400,008千円

#### (4) 主要な取得関連費用の内容および金額

現時点では確定しておりません。

#### (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

現時点では確定しておりません。

#### (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

# 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>     |                  | <b>負 債 の 部</b>         |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>980,329</b>   | <b>流 動 負 債</b>         | <b>886,128</b>   |
| 現金及び預金             | 283,738          | 買掛金                    | 34,702           |
| 売掛金及び契約資産          | 543,639          | 短期借入金                  | 400,000          |
| 商 品                | 1,395            | 未払金                    | 201,448          |
| 仕 掛 品              | 56,035           | 未払費用                   | 121,029          |
| 貯 蔵 品              | 9,658            | 未払法人税等                 | 13,482           |
| 前払費用               | 26,187           | 未払消費税等                 | 24,693           |
| 短期貸付金              | 135,000          | 前受金                    | 6,107            |
| その他                | 21,939           | 預り金                    | 28,156           |
| 貸倒引当金              | △97,262          | 賞与引当金                  | 52,705           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,200,515</b> | その他                    | 3,806            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>554,930</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>44,319</b>    |
| 建 物                | 166,317          | 退職給付引当金                | 25,464           |
| 構 築 物              | 5                | 長期預り敷金保証金              | 18,855           |
| 車 両 運 搬 具          | 6,431            |                        |                  |
| 工具、器具及び備品          | 99,221           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>930,447</b>   |
| 土 地                | 124,872          |                        |                  |
| 賃貸不動産              | 158,084          | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>426,154</b>   | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,194,340</b> |
| ソフトウェア             | 315,693          | 資 本 金                  | 456,600          |
| ソフトウェア仮勘定          | 74,935           | 資 本 剰 余 金              | 165,229          |
| 借 地 権              | 35,122           | 資 本 準 備 金              | 156,600          |
| その他                | 404              | その他資本剰余金               | 8,629            |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>219,431</b>   | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>589,535</b>   |
| 関係会社株式             | 20,400           | その他利益剰余金               | 589,535          |
| 出 資 金              | 93,949           | 繰越利益剰余金                | 589,535          |
| 長期前払費用             | 4,206            | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△17,024</b>   |
| 長期預け金              | 100              | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>56,056</b>    |
| 差入保証金              | 42,073           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,250,396</b> |
| 繰延税金資産             | 58,703           |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,180,843</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,180,843</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2021年7月1日から  
2022年6月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     | 金 額       |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 2,842,163 |
| 売 上 原 価                 |         | 1,672,883 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,169,281 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,467,569 |
| 営 業 損 失                 |         | 298,288   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 975     |           |
| 受 取 配 当 金               | 2,552   |           |
| 受 取 家 賃                 | 55,259  |           |
| 業 務 受 託 手 数 料           | 10,587  |           |
| 補 助 金 収 入               | 10,000  |           |
| 助 成 金 収 入               | 604     |           |
| 雑 収 入                   | 6,912   | 86,888    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 3,765   |           |
| 支 払 手 数 料               | 96,519  |           |
| 貸 貸 収 入 原 価             | 40,645  | 140,929   |
| 経 常 損 失                 |         | 352,329   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 2,136   | 2,136     |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 4,637   |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 6,228   |           |
| 投 資 有 価 証 券 清 算 損       | 163     |           |
| 事 務 所 移 転 費 用           | 2,215   |           |
| 減 損 損 失                 | 46,280  |           |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 94,000  | 153,523   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |         | 503,715   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 2,111   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △39,648 | △37,537   |
| 当 期 純 損 失               |         | 466,178   |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2021年7月1日から )  
( 2022年6月30日まで )

(単位：千円)

|                                          | 株 主 資 本 |         |                    |                  |                                      |                  | 自己株式      | 株主資本計<br>合 |
|------------------------------------------|---------|---------|--------------------|------------------|--------------------------------------|------------------|-----------|------------|
|                                          | 資 本 金   | 資 余 本 金 |                    |                  | 利 益 金<br>そ の 他<br>利 益 金<br>繰 越 利 益 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 |           |            |
|                                          |         | 資 準 備 金 | そ の 他 資 本<br>剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 |                                      |                  |           |            |
| 当 期 首 残 高                                | 456,600 | 156,600 | 8,629              | 165,229          | 964,265                              | △17,024          | 1,569,070 |            |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る<br>累 積 的 影 響 額       |         |         |                    |                  | 155,169                              |                  | 155,169   |            |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た<br>当 期 首 残 高     | 456,600 | 156,600 | 8,629              | 165,229          | 1,119,434                            | △17,024          | 1,724,239 |            |
| 当 期 変 動 額                                |         |         |                    |                  |                                      |                  |           |            |
| 剰 余 金 の 配 当                              |         |         |                    |                  | △63,721                              |                  | △63,721   |            |
| 当 期 純 損 失 ( △ )                          |         |         |                    |                  | △466,178                             |                  | △466,178  |            |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |         |                    |                  |                                      |                  |           |            |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | —       | —       | —                  | —                | △529,899                             | —                | △529,899  |            |
| 当 期 末 残 高                                | 456,600 | 156,600 | 8,629              | 165,229          | 589,535                              | △17,024          | 1,194,340 |            |

|                                          | 新株予約権  | 純 資 産 計   |
|------------------------------------------|--------|-----------|
| 当 期 首 残 高                                | 22,991 | 1,592,061 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る<br>累 積 的 影 響 額       |        | 155,169   |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た<br>当 期 首 残 高     | 22,991 | 1,747,230 |
| 当 期 変 動 額                                |        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                              |        | △63,721   |
| 当 期 純 損 失 ( △ )                          |        | △466,178  |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | 33,064 | 33,064    |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | 33,064 | △496,835  |
| 当 期 末 残 高                                | 56,056 | 1,250,396 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

- |                                                   |                                                             |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| イ. 子会社株式                                          | 移動平均法による原価法                                                 |
| ロ. その他有価証券<br>・市場価格のない株式等<br>以外のもの<br>・市場価格のない株式等 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、<br>売却原価は移動平均法により算定）<br>移動平均法による原価法 |

##### ② 棚卸資産

- |          |                                                    |
|----------|----------------------------------------------------|
| イ. 商 品   | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ロ. 仕 掛 品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）     |
| ハ. 貯 蔵 品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 8～46年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。  
当社で制作した、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

### (4) 収益および費用の計上基準

当社の収益は、都道府県庁、市町村国保および福祉事務所に提供するデータヘルス関連の保険者向け情報サービスの販売によるものが大部分を占めております。保険者向け情報サービスでは、保険者から預かったレセプトと健診のデータを分析し、医療費適正化のためにデータヘルス計画の作成、保健事業の支援、ジェネリック医薬品普及促進のための通知、ポリファーマシー対策サービスの提供、その他各種分析などの様々なサービスを提供しており、個々のサービス提供が履行義務となります。当該履行義務は、個々のサービス提供の完了に伴い充足されると判断し、納品物がある場合は当該納品物の納品時点、データ分析・通知・保健指導などの業務提供の場合は業務が完了した時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この適用により、従来は契約に定められた請求単位での検収基準により収益を認識していましたが、個々のサービス提供が完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は171,589千円増加し、売上原価は51,111千円増加し、営業損失、経常損失および税引前当期純損失はそれぞれ120,477千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は155,169千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 58,703千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 337,535千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 137,138千円

② 短期金銭債務 13,398千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 業務委託費 159,647千円

② 出向者負担金 15,592千円

③ 営業取引以外の取引(収入分) 15,879千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 25千株        | 50千株       | 一千株        | 75千株       |

(注) 自己株式の増加は、株式分割(1:3)によるものであります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 未払事業税     | 4,646千円    |
| 賞与引当金     | 16,054千円   |
| 繰越欠損金     | 18,044千円   |
| ソフトウェア    | 76,395千円   |
| 子会社株式評価損  | 11,910千円   |
| 退職給付引当金   | 7,756千円    |
| 減価償却費     | 14,454千円   |
| 子会社貸倒引当金  | 28,632千円   |
| その他       | 14,633千円   |
| 繰延税金資産小計  | 192,524千円  |
| 評価性引当額    | △133,821千円 |
| 繰延税金資産合計  | 58,703千円   |
| 繰延税金負債    |            |
| 繰延税金負債合計  | 一千円        |
| 繰延税金資産の純額 | 58,703千円   |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類     | 会社等の名称          | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係               | 取引内容           | 取引金額(千円) | 科目    | 期末残高(千円) |
|--------|-----------------|------------------|-------------------------|----------------|----------|-------|----------|
| 子会社    | (株)DPPヘルズパートナーズ | 所有<br>直接<br>100% | 役員の兼任<br>業務の委託<br>業務の受託 | 資金の貸付(注1)      | 275,000  | 短期貸付金 | 135,000  |
|        |                 |                  |                         | 利息の受取(注1)      | 973      |       |          |
|        |                 |                  |                         | 重症化予防指導の委託(注2) | 121,299  | 未払金   | 13,354   |
| 出向者負担金 | 15,592          |                  |                         |                |          |       |          |

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
 2. 価格等の取引条件は、一般の取引価格を参考に業務の内容を勘案の上、報酬額を決定しております。  
 3. 関係会社への貸倒懸念債権に対し、94,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において94,000千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 112円46銭

(2) 1株当たり当期純損失 43円90銭

(注) 当社は2021年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりま  
す。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額およ  
び1株当たり当期純損失を算定しております。

#### 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「9. 収益  
認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 11. 減損に関する注記

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所        | 用途    | 種類     |
|-----------|-------|--------|
| 本社（広島市西区） | 事業用資産 | ソフトウェア |

当社は、原則として、事業用資産については単一事業であるため全社単位でグルーピングを  
行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、自社で開発したソフトウェアのうち、今後の収益獲得が見込まれない  
ものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（46,280千円）とし  
て特別損失に計上いたしました。

#### 12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記  
を省略しております。

#### 13. 追加情報に関する注記

（取得による企業結合）

連結注記表の「12. 追加情報に関する注記（取得による企業結合）」に同一の内容を記載し  
ているため、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

株式会社データホライゾン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横 澤 悟 志  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 河 合 聡一郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社データホライゾンの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社データホライゾン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年6月29日開催の取締役会において、株式会社ディー・エヌ・エーを割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を行うこと、及び株式会社ディー・エヌ・エーが会社の普通株式に対して行う公開買付けに関して賛同の意見を表明することを決議した。当該第三者割当増資及び株式公開買付けの結果、株式会社ディー・エヌ・エーが会社の親会社となっている。また、連結注記表の追加情報に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年6月29日開催の取締役会において、第三者割当増資で調達した資金により株式会社ディー・エヌ・エーが保有するDeSCヘルスケア株式会社の株式の全てを取得し会社の子会社とすることを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又

は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

株式会社データホライゾン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横澤 悟志  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河合 聡一郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社データホライゾンの2021年7月1日から2022年6月30日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年6月29日開催の取締役会において、株式会社ディー・エヌ・エーを割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を行うこと、及び株式会社ディー・エヌ・エーが会社の普通株式に対して行う公開買付けに関して賛同の意見を表明することを決議した。当該第三者割当増資及び株式公開買付けの結果、株式会社ディー・エヌ・エーが会社の親会社となっている。また、個別注記表の追加情報に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年6月29日開催の取締役会において、第三者割当増資で調達した資金により株式会社ディー・エヌ・エーが保有するDeSCヘルスケア株式会社の株式の全てを取得し会社の子会社とすることを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、

入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針およびそれに基づく各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月24日

株式会社データホライゾン 監査等委員会

常勤監査等委員 野間 寛 ⑩

監査等委員 神出 二允 ⑩

監査等委員 竹島 哲郎 ⑩

(注) 常勤監査等委員野間寛、監査等委員神出二允および竹島哲郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、事業の成長による企業価値の向上を経営上の最重要課題としておりますが、同時に株主の皆様への利益還元も経営上の重要課題のひとつと位置づけております。当期の期末配当につきましては、業績、将来の事業展開等により総合的に判断し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金6.67円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、70,836,260円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年9月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、株主総会資料の電子提供に関する経過措置についての附則を設けるものであります。

(2) 執行役員制度導入に伴い、役付取締役の規定の変更ならびに執行役員および役付執行役員に関する規定を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 株主総会                                                                                                                                                                                                             | 第3章 株主総会                                                                                                                               |
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役社長1名を、また、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第28条～第36条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>役付取締役を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(執行役員)</p> <p><u>第28条 取締役会は、その決議により執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p><u>2. 取締役会の決議により、役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第29条～第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条</p> <p><u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）

7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、執行役員制度の導入により取締役が担ってきた業務執行機能については、執行役員が担うこととなるため、取締役2名を減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | うつみよしお夫<br>内海良夫<br>(1947年7月29日生) | 1982年3月 当社設立、代表取締役社長（現任）<br>2010年12月 ㈱DPPヘルスパートナース取締役<br>2017年5月 同社代表取締役社長（現任）<br>2018年11月 当社営業本部担当<br>2019年7月 ㈱ブリッジ取締役（現任）<br>2020年7月 当社新規事業開発本部長<br>(重要な兼職の状況)<br>(公社)日本ニュービジネス協議会連合会副会長<br>(一社)中国地域ニュービジネス協議会会長                                                                                                                                   | 1,147,900株     |
| 2     | せがわしょう翔<br>瀬川翔<br>(1984年7月22日生)  | 2010年4月 ㈱ディー・エヌ・エー入社<br>2018年4月 同社執行役員兼ヘルスケア事業本部本部長<br>DeSCヘルスケア㈱代表取締役社長<br>㈱DeNAライフサイエンス代表取締役社長<br>2019年4月 DeSCヘルスケア㈱取締役<br>2020年4月 同社代表取締役社長（現任）<br>2021年4月 ㈱ディー・エヌ・エー執行役員兼ヘルスケア事業本部副本部長<br>2021年7月 当社新規事業開発本部長（現任）<br>2021年9月 当社取締役（現任）<br>日本テクトシステムズ㈱取締役（現任）<br>2022年4月 ㈱ディー・エヌ・エーグループエグゼクティブ兼ヘルスケア事業本部副本部長（現任）<br>2022年5月 日本テクトシステムズ㈱経営戦略室長（現任） | 一株             |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | はま こういちろう<br>濱 宏一郎<br>(1968年5月28日生) | 1991年4月 ㈱エヌ・ティ・ティ・データ入社<br>2008年4月 同社ヘルスケア事業本部部長<br>2010年10月 同社保険・医療ビジネス事業本部部長<br>2011年7月 同社ライフサポート事業本部部長<br>2013年7月 同社公共システム事業本部部長<br>2014年4月 同社公共システム事業本部ヘルスケア事業部第二統括部長<br>2016年4月 同社第二公共事業本部ヘルスケア事業部第一統括部長<br>2017年9月 当社取締役<br>2020年7月 当社営業本部部長(現任)<br>2020年9月 当社常務取締役<br>2020年9月 ㈱DPPヘルスパートナーズ取締役(現任)<br>2021年8月 ㈱ブリッジ取締役(現任)<br>2021年9月 当社専務取締役(現任) | 一株             |
| ※4        | おお い じゅん<br>大井 潤<br>(1972年9月24日生)   | 1995年4月 自治省(現:総務省)入省<br>2011年4月 総務省自治財政局財政課財政企画官<br>2013年4月 ㈱ディー・エヌ・エー入社<br>2017年7月 同社執行役員兼ヘルスケア事業本部部長<br>㈱DeNAライフサイエンス代表取締役(現任)<br>2020年4月 ㈱ディー・エヌ・エー常務執行役員最高財務責任者(CFO)兼経営企画本部部長<br>2021年6月 同社取締役兼執行役員最高財務責任者(CFO)経営企画本部部長<br>㈱PFDeNA代表取締役社長(現任)<br>2022年4月 ㈱ディー・エヌ・エー取締役兼執行役員最高財務責任者(CFO)(現任)                                                          | 一株             |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )            | 略歴、当社における地位、担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※5        | おか もと たもつ<br>岡 本 保<br>(1951年1月10日生) | 1974年4月 自治省（現：総務省）入省<br>2006年7月 総務省自治財政局長<br>2007年7月 同省自治行政局長<br>2008年7月 同省消防庁長官<br>2009年7月 同省総務審議官（自治行政担当）<br>2010年1月 同省事務次官<br>2013年1月 野村資本市場研究所顧問<br>2014年4月 （一財）自治体国際化協会理事長<br>（現任） | 一株             |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 瀬川翔氏および大井潤氏は、現在および過去に親会社およびその子会社の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。
4. 岡本保氏は、社外取締役候補者であります。
5. 岡本保氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、長年総務省において重要な地位にて従事してきた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待したためであります。
6. 岡本保氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 岡本保氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しており、今後2022年12月に当該保険契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | のまひろし<br>野間 寛<br>(1951年1月28日生)      | 1975年4月 ㈱呉相互銀行(現:㈱もみじ銀行) 入行<br>1991年7月 ㈱せとうち銀行(現:㈱もみじ銀行)<br>舟入支店長<br>2001年4月 同行審査第一部長<br>2004年5月 ㈱もみじ銀行執行役員リスク統括部長<br>2005年5月 同行融資部長<br>2006年6月 同行常勤監査役<br>2006年10月 ㈱山口フィナンシャルグループ監査役<br>2014年6月 もみじ地所㈱顧問<br>2015年6月 当社常勤監査役<br>2017年5月 ㈱DPPヘルスパートナーズ監査役(現任)<br>2018年9月 当社取締役常勤監査等委員<br>(現任) | 一株             |
| 2         | たけしま てつ ろう<br>竹島 哲郎<br>(1949年2月3日生) | 1972年4月 中国工業㈱入社<br>1982年8月 ㈱児玉会計入社<br>1985年8月 (福)広島光明学園入職<br>1991年7月 藤間公認会計士事務所入所<br>1996年6月 (福)広島光明学園入職事務局長<br>2002年3月 竹島哲郎税理士事務所開設(現任)<br>2016年6月 当社監査役<br>2018年9月 当社取締役監査等委員(現任)                                                                                                          | 一株             |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※3        | くろ おか<br>倉岡 なぎさ<br>(1984年12月13日生) | 2008年4月 JXTGエネルギー㈱(現:ENEOS㈱)<br>入社<br>2018年11月 デロイトトーマツコンサルティング<br>(同)入社<br>2019年11月 ㈱ディー・エヌ・エー入社<br>2021年9月 ㈱DeNAライフサイエンス監査役<br>㈱PFDeNA監査役<br>2021年10月 ㈱ディー・エヌ・エー経営企画<br>本部企画統括部経営企画部経営<br>戦略第二グループグループリー<br>ダー<br>2022年4月 同社経営企画本部企画統括部経<br>営企画部部長(現任) | 一株             |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 野間寛氏および竹島哲郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 野間寛氏および竹島哲郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります  
が、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって4年  
となります。
5. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割について
- (1) 野間寛氏は、長年金融機関に勤務され、豊富な経験と知識を有しておられること  
から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 竹島哲郎氏は、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、税理士の資格  
を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることか  
ら、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 倉岡なぎさ氏は、現在および過去に当社の親会社である株式会社ディー・エヌ・エー  
の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。
7. 当社は、野間寛氏および竹島哲郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員とし  
て届け出ており、両氏の再任が承認可決された場合、当社は引き続き両氏を独立役員  
とする予定であります。
8. 当社は、竹島哲郎氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づ  
き、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。竹島哲  
郎氏の再任が承認可決された場合、当社は引き続き竹島哲郎氏との当該責任限定契約  
を継続する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメン  
トリスクプロテクション保険契約)を保険会社との間で締結しており、今後2022年12  
月に当該保険契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴  
訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠  
償金等を補填の対象としております。各候補者が再任または選任された場合には、候  
補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| さ がみ よし はる<br>佐 上 芳 春<br>(1949年2月2日生) | 1981年4月 監査法人朝日会計社(現:有限責任 あずさ監査法人) 入所<br>2010年6月 同所退所<br>2010年7月 佐上公認会計士事務所開設(現任)<br>2015年6月 (株)ビーアールホールディングス 社外取締役監査等委員(現任)<br>2020年6月 (株)ジェイ・エム・エス 監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>日本公認会計士協会中国会会長<br>広島市農業協同組合代表監事<br>(福) サンシャイン監事 | 一株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐上芳春氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 佐上芳春氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、その財務・会計の専門家としての長年の豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

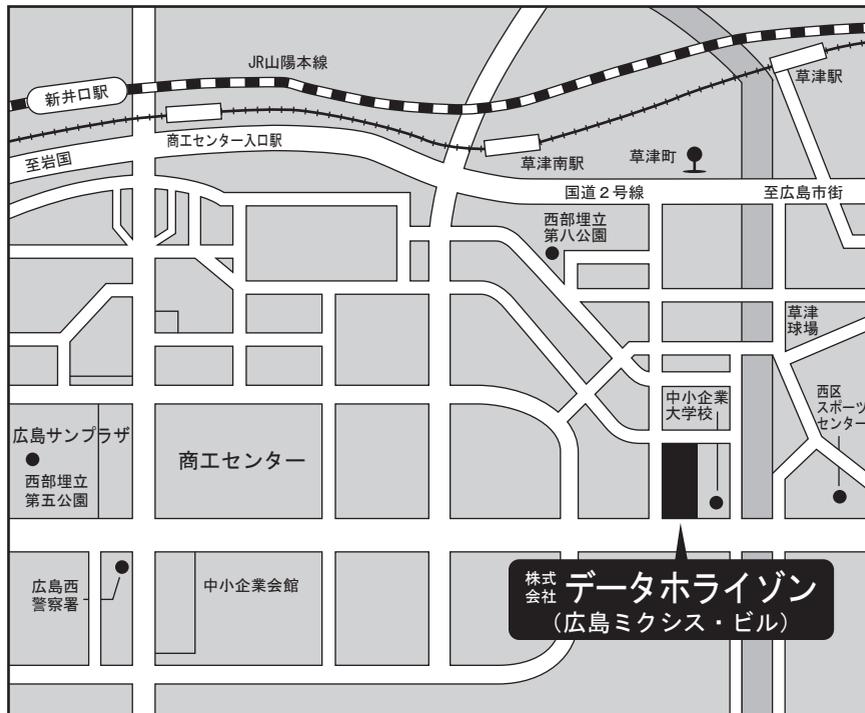
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：広島市西区草津新町一丁目21番35号

広島ミクシス・ビル1階 広島市産業振興センター研修室

TEL 082-279-5550



交通：JR山陽本線 新井口駅下車 タクシー5分（徒歩20分）  
広島電鉄宮島線 草津駅もしくは草津南駅下車 各徒歩10分  
JR山陽本線 広島駅下車 タクシー30分